

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令

平成二二・三・二九
政令 一三七

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日は、平成十二年三月三十日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成二二・二・一五
政令 五一八

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十三年一月一日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成一三・三・三〇
政令 一〇四

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第三条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項の規定の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成一三・二・二八
政令 四四〇

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第三条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行期日は、平成十四年一月十二日とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令

平成一五・一・三一
政 令 二 六

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日は、平成十五年二月三日とする。